



すべての人が、幸せになる権利を持っています。
人権について、身近なこと、小さなことから、始めませんか？

ユニバーサルサービス料を知っていますか

こんな場面を想像してみてください。

あなたの前を歩いていた人が、突然、倒れてしまいました。あなたがすぐにそばに駆け寄って様子を見てみると、その人はとても体調が悪そうで、意識がもうろうとしています。

また、こんな場面を想像してみてください。

あなたが横断歩道で待っていると、交差点を右折しようとした車が直進してきた車と衝突しました。

このような場面に出くわしたとき、あなたはどこに電話をしますか？

最初の場合は、救急車を呼ぶ必要があるので、119番に電話しますね。次の場合は交通事故なので、110番、そして必要に応じて119番に電話すると思います。

そこでちょっと考えてみてください。その通話代はだれが支払うのでしょうか？連絡した人へ通話代が請求されることはありません。では、通話代はどこに請求されるのでしょうか。

正解は、電話を持っているみんなが支払うのです。みんなが少しずつお金を払って負担する、これをユニバーサルサービス料といいます。

ユニバーサルサービス料は、電話などの「基本的な通信サービスを全国どこでも使えるようにするための費用」を、利用者が毎月少額負担する仕組みです。対象となるサービスは緊急通報、公衆電話、過疎地など採算が取りにくい地域の固定電話など、誰もが利用できるよう維持すべきサービスで、金額は年度ごとに見直されます。

つまり、私たちが、負担しているのです。

このサービスによって、私たちは、緊急時には躊躇せずに消防や警察に連絡することが出来ます。そして、例え見ず知らずの人でも、安心して連絡することが出来るのです。これは、日本全国で公平かつ安定的に利用できる、国民生活に不可欠なサービスだと言えます。

このように、私たちは知らず知らずのうちに、お互いの権利を尊重し、助け合って生活しているのです。